

○斐崎市起業支援補助金交付要綱

平成30年3月23日告示第53号

改正

令和3年3月25日告示第35号  
令和4年6月23日告示第105号  
令和5年5月26日告示第42号

斐崎市起業支援補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、地域の魅力ある商業の発展や雇用機会の拡大による地域経済の活性化を図るため、市内において新たに起業を行う者又は既存建物を改修し起業を促進する者に対し斐崎市起業支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、斐崎市補助金等交付規則（昭和63年12月斐崎市規則第20号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）起業 次のいずれかに該当することをいう。
  - ア 市内で新たな事業（市内の他の場所で開始する同一業種の事業を含む。）を開始すること。
  - イ 市内に新たな事業所を設置し、かつ、販売及びサービスの用に供する車両を使用し、事業を開始すること。
- （2）起業者 前号に規定する起業を行う者をいう。
- （3）事業所 事業の用に供するために直接的に必要となる工場、店舗及び事務所並びにその附属設備をいう。
- （4）附属設備 事業の用に供するために直接的に必要な機械、装置、機器、車両（第1号イに掲げる車両に限る。）又は器具等をいう。
- （5）DIY改修工事 他者へ依頼することなく自ら行う改修工事をいう。
- （6）不動産所有者 起業者が起業を行うために使用を開始しようとする事業所を所有する者をいう。
- （7）開業日 起業者が実際に事業を始めた日

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（第6条において「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）次の要件を満たす起業者
  - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
  - イ 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に掲げる業種以外の業種で起業する者
  - ウ 市税等の滞納がない者
- （2）次条第1項の要件を満たす事業を行う起業者が使用を開始しようとする事業所の改修等に係る費用を負担する不動産所有者で、市税等の滞納のないもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する事業を営む者
- （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号該当する者
- （3）政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当する者又は宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に該当する者
- （4）市の他の制度により助成金及び補助金又はこの告示による補助金の交付を受けている者のうち、当該事業について、事業を継続していない者
- （5）前号に該当する起業者が使用を開始しようとする事業所の改修等に係る費用を負担する不動産所有者
- （6）その他市長が補助金の交付の対象として不適当と認める者

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（次項において「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- （1）斐崎市商工会等の支援機関の経営指導を受け、具体的な事業計画を有していること。
- （2）事業の実施に必要な許可又は認可を取得していること。
- （3）2年以上の事業の継続が見込まれること。
- （4）公序良俗に反する行為及び違法な行為を行っていないこと。
- （5）事業所の改修を行った場合に、改修後3月以内に事業を開始することが見込まれること。

（補助対象経費等）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表第1に定める補助金の種類に応じ、同表の定める対象経費（消費税及び地方消費税並びに市の他の制度により助成金及び補助金の交付の対象となっていない経費を除く。）に補助率を乗じて得た額とし、同表に定める補助限度額及び交付回数を上限とする。

2 前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、斐崎市起業支援補助金交付申請書（第1号様式）に、補助金の種類に応じて別表第2に掲げる書類を添えて、同表に定める申請期限までに市長に提出しなければならない。

（事業認定及び補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに、起業者が行う事業の事業認定の可否を決定し、事業認定をしたときは斐崎市起業支援事業認定書兼補助金交付決定通知書（第2号様式）により、事業認定をしないときは斐崎市起業支援補助金交付不決定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（事前着手の禁止）

第8条 補助対象事業は、前条の規定による交付の決定を受ける前に、補助金の対象となる事業所の改修等を行ってはならない。

（事業の変更）

第9条 第7条の規定により事業認定を受け、補助金の交付の決定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、事業認定された事業（第13条及び第16条において「認定事業」という。）を変更するときは、あらかじめ斐崎市起業支援補助金認定事業変更申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、DIY改修工事を行う認定事業者で、補助金の額の増額を伴わない軽微な変更の場合については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、速やかに審査し、その結果を斐崎市起業支援補助金認定事業変更決定通知書（第5号様式）により、当該認定事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 認定事業者は、新規起業準備補助金又は事業所所有者改修補助金に係る経費の支払が完了したときは、経費の支払が完了した日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、斐崎市起業支援補助金実績報告書（第6号様式。次項において「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）新規起業準備又は事業所所有者改修に係る領収書又は支払を証明する書類の写し
- （2）新規起業準備又は事業所所有者改修により着手した改修後写真及び取得した設備、備品、車両その他附属設備の写真
- （3）その他市長が必要と認めるもの

2 認定事業者は、次の各号に掲げる期間の事業所賃借料補助金に係る賃借料について、それぞれ当該各号の定める日までに、実績報告書に当該賃借料に係る領収書又は支払を証明する書類の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 4月から9月までの間 9月10日  
(2) 10月から翌年3月までの間 翌年3月10日
- 3 前項の規定に関わらず、やむを得ない事由があると認められる場合は、認定事業者は、支払った賃借料について、6月、9月、12月及び翌年3月の各月の10日までに3月分を単位(支払った賃借料が3月未満の場合を除く。)として、実績報告書を市長に提出することができる。  
(補助金の額の確定)
- 第11条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、速やかに審査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、**葦崎市起業支援補助金額確定通知書**(第7号様式)により当該認定事業者に通知するものとする。  
(補助金の請求及び交付)
- 第12条 前条の規定により確定通知書を受けた認定事業者は、**葦崎市起業支援補助金交付請求書**(第8号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、認定事業者から前項の請求書を受領したときは、請求金額を確認し、請求書を受領した日から起算して14日以内に補助金を交付するものとする。  
(廃止等の事前協議)
- 第13条 認定事業者は、起業開始の日から2年以内に補助金を受けて実施した認定事業を廃止し、又は休止しようとする場合は、**葦崎市起業支援補助金認定事業廃止等事前協議書**(第9号様式)により、あらかじめ協議を行わなければならない。  
(交付決定の取消し)
- 第14条 市長は、認定事業者が補助金の交付の決定の内容又はこの告示に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、**葦崎市起業支援補助金交付決定取消通知書**(第10号様式)により当該認定事業者に通知するものとする。  
(補助金の返還)
- 第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずることができる。  
(書類の保管)
- 第16条 認定事業者は、認定事業について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を明らかにし、領収書等関係書類とともに当該事業を開始した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。  
(財産の管理)
- 第17条 認定事業者は、補助金の交付によって取得した財産について、その台帳を整備し、管理状況を明らかにしておかななければならない。  
(契約への関与)
- 第18条 事業所の賃貸借契約並びに賃借期間中及び期間満了後における手続等は、起業者と不動産所有者で解決するものとし、市長はこれに関与しない。  
(補則)
- 第19条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成30年1月1日から適用する。  
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に廃止前の**葦崎市起業支援補助金交付要綱**(平成27年7月**葦崎市訓令**乙第37号)の規定によりなされた決定その他の手続は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。  
(この告示の失効)
- 3 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。  
(失効後の経過措置)
- 4 この告示の失効の時に現に第7条に規定する事業認定及び交付決定を受けた者については、この告示は、その時以後も、なおその効力を有する。
- 附 則(令和3年3月25日告示第35号)
- (施行期日)
- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、令和3年3月31日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に改正前の**葦崎市起業支援補助金交付要綱**第6条の規定により補助金交付の申請をした者は、改正後の**葦崎市起業支援補助金交付要綱**の規定を適用せず、なお従前の例による。
- 附 則(令和4年6月23日告示第105号)
- (施行期日)
- 1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の**葦崎市起業支援補助金交付要綱**の規定(第8条及び別表第2の申請期限に係る規定を除く。)は、令和4年4月1日から適用する。  
(**葦崎市商店街空き店舗対策事業補助金交付要綱**の廃止)
- 2 **葦崎市商店街空き店舗対策事業補助金交付要綱**(平成30年3月**葦崎市告示**第48号)は、廃止する。  
(**葦崎市商店街空き店舗対策事業補助金交付要綱**の廃止に伴う経過措置)
- 3 この告示の施行の際現に前項による廃止前の**葦崎市商店街空き店舗対策事業補助金交付要綱**の規定によりなされた決定その他の手続は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。  
(**葦崎市まちなか活性化推進事業補助金交付要綱**の一部改正)
- 4 **葦崎市まちなか活性化推進事業補助金交付要綱**(平成30年3月**葦崎市告示**第49号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)
- 附 則(令和5年5月26日告示第42号)
- この告示は、公布の日から施行する。

別表第1(第5条関係)

補助金の種類	対象経費	区分	補助率	補助限度額	交付回数
新規起業準備補助金	(1) 新規の起業のために直接的に必要となる事業所の改修及びDIY改修工事(工具及び1点あたり2,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。))以下の材料費を除く。)に要する経費 (2) 新規の起業のために直接的に必要となる設備、備品、車両(販売及びサービスの用に供するものに限る。))その他附属設備の取得費(賃貸借の場合も含む(当該賃貸借の1年分の経費に限る。))	DIY改修工事	1/2以内	50万円	制限なし。ただし、同一起業者による同一事業場所での起業の場合は、1回とする。
		改修を行う事業所の延床面積が100平方メートル未満の事業所である場合		100万円	
		改修を行う事業所の延床面積が100平方メートル以上200平方メートル未満の事業所である場合		200万円	
		改修を行う事業所の延床面積が200平方メートル以上の事業所である場合			
事業所賃借料補助金	開業日の属する月から1年間以内の事業所の賃借料(対象となる事業所は居住の用に供する部分等と明確に区分できる部分に限るものとし、敷金及び礼金は除く。ただし、駐車場代を含み、貸主が補助対象者の三親等内の親族である場合を除く。))	賃貸借を行う事業所の延床面積が100平方メートル未満の事業所である場合	1/2以内	月額5万円	制限なし。ただし、同一起業者による同一事業場所での起業の場合は、1回とする。
		賃貸借を行う事業所の延床面積が100平方メートル以上の事業所である場合		月額10万円	
事業所所有者改修補助金	起業者(補助対象者の三親等内の親族である場合を除く。))に貸し出すことが決定している不動産所有者が行う事業所部分と居住部分を分離する次に掲げる改修に要する経費(材料の購入費のみの場合を除く。) (1) 外部と居住部分との出入口の設置改修 (2) 外部と居住部分とをつなぐ階段等の設置改修 (3) その他市長が必要と認める改修		1/2以内	50万円	1回
下水道接続補助金	起業者(借主が補助対象者の三親等内の親族である場合を除く。))に貸し出すことが決定している不動産所有者又は新規起業準備補助金を申請する起業者が行う事業所の下水道への接続に要する経費(材料の購入費のみの場合を除く。))		1/2以内	50万円	制限なし。ただし、同一不動産所有者又は同一起業者による同一事業場所での下水道接続の場合は、1回とする。

別表第2(第6条関係)

補助金の種類	申請書の添付書類	申請期限
新規起業準備補助金	(1) 申請者が個人の場合は履歴書、法人又はその他の団体である場合には定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類 (2) 起業に係る開業資金計画書及び2年間の収支計画書 (3) 新規に起業する事務所の位置図及びその周辺の写真 (4) 申請者(法人の場合はその代表者)の市税等に係る納付を証する書類(申請者の承認を受け本市において確認できる場合を除く。) (5) 事業所の改修を行う場合における当該事業所の図面(床面積を表示しているものに限る。)及び改修費の見積書並びに改修箇所の写真 (6) 新規起業の準備に必要な設備、備品、車両その他附属設備の見積書 (7) DIY改修工事の場合、材料費の積算、改修計画書及び改修イメージ図 (8) 上記(5)及び(6)により設置する設備、備品、車両その他附属設備の起業における用途を説明する図書 (9) 上記(1)から(8)までのほか、市長が必要と認めるもの	新規起業準備事業に着手する日の30日前まで
事業所賃借料補助金	(1) 申請者が個人の場合は履歴書、法人又はその他の団体である場合には定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類 (2) 起業に係る開業資金計画書及び2年間の収支計画書 (3) 新規に起業する事業所の位置図及びその周辺の写真 (4) 申請者(法人の場合はその代表者)の市税等に係る納付を証する書類(申請者の承認を受け本市において確認できる場合を除く。) (5) 事業所等の賃借に係る契約書の写し及び賃借の対象となる事業所の図面(床面積を表示しているものに限る。) (6) 上記(1)から(5)までのほか、市長が必要と認めるもの	開業日の30日前まで(前年度に交付決定を受けている場合は、翌年4月1日)
事業所所有者改修補助金	(1) 申請者が個人の場合は履歴書、法人又はその他の団体である場合には定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類 (2) 当該事業所を起業者に貸し出すことが確認できる書類 (3) 新規に起業する事務所の位置図及びその周辺の写真 (4) 申請者(法人の場合はその代表者)の市税等に係る納付を証する書類(申請者の承認を受け本市において確認できる場合を除く。) (5) 事業所の改修を行う場合における当該事業所部分と住居部分の図面(床面積を表示しているものに限る。)及び改修費の見積書並びに改修箇所の写真 (6) 上記(1)から(5)までのほか、市長が必要と認めるもの	事業所改修事業に着手する日の30日前まで
下水道接続補助金	(1) 申請者が個人の場合は履歴書、法人又はその他の団体である場合には定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずる書類 (2) 当該事業所を起業者に貸し出すことが確認できる書類(不動産所有者に限る。) (3) 新規に起業する事務所の位置図及びその周辺の写真 (4) 申請者(法人の場合はその代表者)の市税等に係る納付を証する書類(申請者の承認を受け本市において確認できる場合を除く。) (5) 下水道接続工事の施工箇所の図面及び工事費の見積書並びに工事施工箇所の写真 (6) 上記(1)から(5)までのほか、市長が必要と認めるもの	下水道接続工事に着手する日の30日前まで

備考

- 1 上記事業の補助金の申請は、同一申請書により提出することができる。
- 2 上記1の場合における添付書類は、他の補助金への添付書類をもって、添付を省略することができる。